

## 福井県土木施工管理技士会と福井県との意見交換会

日 時 平成 26 年 7 月 15 日 (火) 14 : 00～

場 所 嶺北会場・福井県建設会館

問 題 事 項	対 応 策
<p><b>1 工事検査に関する事項について（主に工事検査課）</b></p> <p>①創意工夫の評定は一次評定者（監督職員）が行い、社会性の評定は二次評定者（担当課長、主任）が行うこととなっていますが、工事検査課も関与されると聞き及びます。そのため、検査時に積極的に創意工夫についての説明を行うと、検査時間が不足するので提出案件を絞り込むよう指摘されることがあります。適切な評定方法による評価をお願いします。</p> <p>②既に他社から出ている創意工夫については評価しないと検査時に聞きましたが、他社が行った創意工夫は受検者には分かりませんので、既に実施され認められない創意工夫については公表して行ってほしい。また、他社が行った創意工夫は、今後実施していくことが当たり前ということになれば、設計に組み込んで広く実施させてはどうでしょうか。</p> <p>③工事成績評定での平均点が次年度の入札時の評価点に反映されることになるため、評定点で今後の工事の落札が左右されていきます。工事の難易度や内容により評定点がつきやすい工事と、そうでなく品質などの加点もなく評定点がつきにくい工事があります。単純な工事を受注した場合には加点されにくく、</p>	<p>(9 : 25)</p> <p>①検査課としては事前に協議し、同じような案件があった場合にはまとめて評価するようお願いをしている。監督員と事前に協議していただいた上で、完成検査時に提出していただきたい。ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>(11 : 25)</p> <p>②創意工夫はそもそも評価を受けるために行うことではなく、工事の性能性等を向上させるために、業者が特に取り組む工夫と考えている。よって創意工夫に取り組むことと評価は別であるべきものである。同じような工夫が広く一般的に行われていた案件に対しては、その後、評価しないものとしている。なお、評価されなかった案件を公表することは、「評価されないのなら実施しない。」といった風潮が広まり、本来の創意工夫の評価に反することであり、これらを懸念することからも公表をする予定はない。なお本来、設計、計上すべき案件を受注者の善意に頼ることは好ましいことではないと考えており、検査時において監督職員等に意見を申し入れているところです。</p> <p>(16 : 28)</p> <p>③・県が発注する工事には多くの工種があり、工種によっては特性等も異なるためにご希望のように工種ごとに評定の平均点を合わせるの難しいと考えます。国土交通省の評価方法に基づいているが、国に問い合わせるなどして研究したいと考えており、土木施工管理技士会からの具体的な提案があれば</p>

会社の評価が下がる方向に繋がっていくことには疑問があります。例として、以前、河川の掘削工事を受注したとき、(この工事では) よい点数は出ませんよと言われた経緯があります。

**【補足説明】**

- ・港湾事務所発注の土砂搬出工事は評価点の対象外となっているが、そのような掘削だけの単純な工事を増やしていただきたい。河川の掘削工事の場合に点数は加点されたが、品質に関しての点数が上がりにくく、一生懸命に書類を作成しても 75 点程であった。

- ④検査官によって着眼点が違う為、中間検査時に受けた指導事項を完成検査時に活かすなど、その検査を踏まえて次の現場に役立てても、点数に反映されなかったりします。検査の基準みたいなものを決め、見解を統一してほしい。

**【事務局】** 詳細を確認し、相談させていただきます。

- ⑤検査終了時のコメントなどで印象良くても評価結果はそれほどでなく違和感を生じた場合があります。検査終了時の可否の判定および検査結果の講評が受検者に対して明確になされていないためと思われます。講評で良いコメントを頂いた場合は評価結果にも反映されるようお願いいたします。

参考にさせていただきたいと思っています。

(19 : 00)

- ・県の評価は近畿地方整備局の評価のルールを適用しています。港湾については北陸地方整備局のほうも少し適用されている。その点については工事検査課と土木管理課と合わせて話をしていきたいと思っています。県は国の基準に従って評価をしております。総合評価で評価をしていく上で、国が県や市町の評価、工事成績を使っていきたい。また、県や市町は国の評価、工事成績を使っていきたいといった品確法の改正があり、工事成績をデータベース化するような方針を打ち出しています。国全体がなるべく同じような評価基準の方向で統一が図られているものと考えられている。福井県の方では引き続き、近畿地整や北陸地整の評価基準を使って評価をしていきたい。また、点数が低くなるようなことに関しては、近畿地整や北陸地整との会議の中で同じような評価になるよう、国の基準を少し見直していただけるよう発言をしていきたい。

(22 : 05)

- ④具体的な事例等はありませんか。

検査の内容や検査員の着眼点によっては多少の違いが出てくるのかもしれない。検査課では月に一度の連絡会や研修等行い統一化を図っている。また、出先機関とも話し合いを設けています。

(24 : 03)

- ⑤検査終了後には感想やコメント、今後の参考事項などを伝える時がある。講評においても良い箇所や悪い箇所を今後申し上げたいと思います。説明不足が生じる場合もあるので誤解されないようにしていきたい。

⑥安全管理に関する書類検査において、提示を求められる書類の質が会社により異なっていることがあります。同等な工事においては同じ基準の検査となるようお願いします。

【補足説明】

- ・ 同一構造のものを工区割で発注された時に、検査の順番待ちをしていた。安全パトロールなど自主的なことを行っていますが、チェックリストの指摘事項を書いているならば、是正した結果の記録はありませんかとの展開があり、以前の業者では全くそのような質問はありませんでした。同一工事では同じ評価をしていただけるものと思っています。

⑦工事検査時の準備物として、パソコンとディスプレイを請負者側で用意しています。これらは持ち運び等で破損する可能性もありますので、受験会場となる発注者側で用意できないのでしょうか。

⑧中間検査、事務所確認が多すぎると思います。現場の工程をスムーズに進めるために、もう少し監督員による段階確認に落とし方も良い気がします。

(26 : 30)

⑥同じような工事であれば、同じ基準で行うのは当然のことだが…検査課内部で検討させていただきたい。

(28 : 44)

⑦(福井土木事務所)ディスプレイについては検査用として一台は確保しています。事前に監督職員に申し出て頂ければ、他とのバッティングが無ければ用意することは可能です。パソコンについては、OSがXPのため現在使用できない状態です。監督職員のパソコンについても、業者の方が使用している写真閲覧ソフト等に対応しているか分かりませんが、役所のパソコンはセキュリティの関係上、持ち込まれたソフトはインストールができないようになっています。いずれにしても事前に監督職員に確認いただきますようお願いいたします。

(30 : 25)

⑧中間検査や事務所確認事項について、検査課内部の実施基準を定めており、これに基づき実施していますのでご理解いただきたい。

(31 : 42)

⑨管理基準値の無い仮設工の管理を行うとき、本設の基準値をそのまま準用するのでなく、その都度、監督職員と協議して設定することはできないものでしょうか。

⑩電子納品による納入品目が各出先機関で差異があるように思います。同じ項目となるよう統一して欲しい。また、既に項目が統一されているのであれば、出先機関に対し指導徹底をお願いします。

⑪チェックリストにおいて必要とする項目が検査官により違いがあるので無くしていただきたい。書類検査時に、必要書類は作成されているにもかかわらず、内容の粗ら捜しをするように、一つの項目が抜けているだけでダメ出しをされたことがあります。検査官の解釈の相違で評定する内容が違ってくることには納得できかねますので、統一していただきたい。また、項目が統一されているのであれば、公表していただきたい。

【補足説明】

・下請けとの引き渡し関係の書類の時に、こちらは引き渡し書を請書みたいな感じでやり取りをしていたのですが、その書面の中に寸法を確認した項目がないと

⑨仮設工には二種類あり、工事用道路や現場の段取りに使うものに関しては任意仮設といい、役所は管理しないので管理基準値を設ける必要はない。指定仮設においては、河川工事などで川の面積を削るための締切りを行ったり、洪水等で第三者に影響を及ぼすようなものについては、厳格に管理する必要がある。まずは、仮設工があった場合には、監督職員に対し、任意か指定かを確認してもらい、指定の場合は本設と同じ基準値で管理してください。また、仮設工に限らず、管理基準値のない工種については、監督職員と協議して行ってください。仮設、本設に限らず、規格基準値を決まっていなくても、監督職員と話し合い、施工計画書を作成する段階できちんと管理基準値の計画を協議して決めてください、

(34 : 45)

⑩電子納品については、電子納品の手引き等で目安は出されている。それ以上のものを提出する必要はないかと思います。もし、ある土木事務所が統一した細かな見解があるのならば、土木管理課の方にお知らせください。各土木間で確認をし、統一していくよう指導をしていきたいと思っておりますので具体的な土木事務所、工事名等を言っていただきたいと思っております。

(37 : 40)

⑪元請と下請けの関係については、次の様に判断をします。

元請が下請けの履行した契約内容を書面により確認しているか。

これについては、出来高に基づく契約内容の確認をしている書類があれば充分です。

(1)引渡し書（会社印）

(2)引受け書（会社印）又は、下請け内容をチェックした社内検査書類。

ただし、上記書類があっても 出来形検査で大幅な寸法や内容等が違っていれば、評定外とする。

言われた。担当者と検査官がやり取りをする中で、結果、その項目がないといけないこととなった。決まっていたことなら前もって伝えてほしい。

出来形に関しても元請として確認を取って、書面にすべて記載しなければならないのか。元請が下請けの検査をしてから検査を受けなさいということなのか。

(42 : 45)

元請として下請の出来形を管理しています。それは成果表の中に書き出されています。下請けへの契約の履行証明として、引受け書と引渡し書のやり取りをしている。その書類の中に出来形の管理を元請がしましたとう文面を書かなければいけないのか、それとも工事が完了しお金の精算が終わったとの文面だけでよいのか

⑫請負金額により、提出書類の項目を適当に減らせないでしょうか。作業量によって枚数の違いはありますが、すべての工事において検査チェックリストの全項目を要求されることには疑問が生じます。必要最小限の量としていただきたい。なお、一人の技術者が担当できる年度あたりの作業量は、金額ではなく本数となっています。

**【補足説明】**

金額の大小に関わらず、検査チェックリストの項目が同じである。記入する項目については量も違うし、得点も違うと思うのだが、そこまで一様にやらなくてはいけないのか。積算をする中で一般管理費や共通仮設費などの諸経費は金額に基づいてそれほど差がなかったように思うのだが。そうすると経営者の立場でいうと少額の工事の方が利益率は低くなるのではないかという結論になる。

(48 : 53)

③の評定の付けかたがこの件に関わっているのだが、検査用のチェックリストから必要であることは分かっているが、実際には金額に応じて省くことがある。絶対に必要なものは、産業廃棄物関連、労働関係、建退共などの法律関係諸法で決められているものについては提出しているのですが、時々、役所の方に「この工

(46 : 30)

⑫検査につきましては、数量、段階確認書は統一的に提出願うところです。これ以外の書類についても検査員が何を重点においているかで資料の提出内容も異なってくると思われる。ご協力とご理解をお願いします。

(47 : 25)

平成 26 年度の積算基準の改定から、今までは 600 万円以下の間接工事費の率は一律だったのが、国も小規模の工事に目を向けるようになり、200 万円以内は定率だが以上は率を変えるような改正を行った。維持修繕工事などの小規模工事についてもきめ細やかな諸経費体系、積算体系へと見直しをしていく方向である。実際の価格と、積算価格が近づくようになります。また、県もそれに伴い速やかに改正をしていきたいと思っておりますので、小規模工事の必要書類については提出のほどお願いします。

(52 : 40)

同じ資料であってもバラつきがあり、品質管理や出来形管理のバラつきがプラスマイナス“0”に近ければ、出来栄の点数によって、数点変わる場合がある。出来栄の点数も工事成績においてウエイトが大きいので、その差が付いたのではないのでしょうか。

事は施工計画書が必要ですか？」と分かっているにもかかわらず確認するようなことを繰り返している。少額の維持工事では、100満点とれる。

⑬材料承諾書および材料の品質証明書、また、使用前の材料確認を写真で管理しています。使用材料の納品書綴等は書類簡素化の為、提出不要とはならないのでしょうか。

⑭提出書類の様式について、土木と農林との統一を図れないのでしょうか。同種工事でも写真の撮影方法や出来形管理図表の測定箇所にも差異があり煩雑で混乱してしまいます。

**【補足説明】**

幅がBであったり、Wであったり、規格値、基準値、数値も若干違います。管理基準値、管理規格値、目標とする数値も違う。同じ工事をしていても提出する書類の様式が少し違うという条件のもとで工事を行っています。2年前の意見交換会でも、それより以前にも同じことをお願いしてきました。農林と国土交通省の違いということで理解はしていますが…

⑮各書類の一覧表の提出を求められることがあります。請負業者任意の様式を採用する場合や、各出先機関作成の様式を採用する場合など、まちまちですので県で様式の統一をお願いします。

(54 : 30)

⑬・正確には提出は不要だが、工事検査時の集計処理と搬入の確認手段として証明書や伝票の提示を求めている場合がありますので、準備をお願いしたい。また、過積載等のチェックもしていますので、ご協力いただきたい。

(55 : 10)

・近畿地方整備局の平成25年度版を準用しまして、福井県の土木部土木工事については、本年度、共通仕様書の改正をおこなっております。「提出」となっていた書類について、「提示」に変更されている部分がある。確認いただき、過度な書類提出を求められた際には、指摘してください。

(57 : 52)

⑭土木部は近畿地方整備局の記号や施工管理基準等を使っており、農林部は北陸農政局となる。元が違うので、統一の図りようがないというのが実情です。しかし、様式についてはもう少し統一できるのかもしれない。土木部でも農林の様式について勉強し、工事検査課も交え検討していければと考えます。

(1 : 02 : 40)

⑮各書類の一覧表につきまして、工事検査課と土木管理課との話合いを持つようにしたいと思います。具体的にどの様式なのかを事務局を通じて教えていただきたい。一覧表で統一を図れるものがあれば検討していきたいと思えます。

⑩福井県建設技術公社に電子納品（副）を収めるのが徹底されていません。領収書以外のチェック体制が必要になると思います。

**【補足説明】**

チェック体制が領収書のみで、提出していない業者が沢山あると聞いている。検査終了後も確認し、チェック体制の見直しを検討すべきかと思っています。

## 2 工事の設計・積算、発注関係について（主に発注事務所）

①、設計内容が同じで、同じ流域で続けて出た工事の場合であるが、前工事の段階で施工方法の見直しを何度も行っていたにもかかわらず、次の工事に反映されていなかったのが反映していただきたい。

②標準歩掛に計上されている数量が工事設計書で削減されていて、設計金額も減額となっていた事例があった。その理由を教えてください。

**【補足説明】**

坂井農林のパイプライン工事で、地下水が高い箇所があり、掘削すると水が出るため、春江町の方ではウェルポイントを採用する事例が時々ある。設計書の内容を自分なりにチェックをしている中で、運転管理費が40日あった中で8日しか計上されていなかったりする。工事の設計金額も試算すると100数万円のところが、7万円しか計上していない。標準歩掛があるにもかかわらずそれに基づいていない。

(1:04:28)

⑩・検査課としては、技術公社より完成検査時に電子納品の領収書のコピーをもらって確認している。

(1:04:50)

・お金は払っているが、CD(データ)を出していない業者があることが、県の内部監査で発覚しております。提出しているがどうかの追跡調査の徹底を技術公社へ指導いたしました。

(1:07:45)

①前年に行っている工事でも条件が変わった場合には反映するべきだと思います。しかし、人事異動などで、担当や班長が変わったりすることで、引き継ぎが上手くいかないことも考えられる。原則、言われますとおりの条件が変わっている箇所については、引き続き行うべきなので、徹底するよう声をかけていきたい。

(1:09:33)

②・具体的なことが分からないので、土木事務所に来ていただき個別に話をしたいと思うのですが。

(1:12:25)

・基本的に標準歩掛等があった場合には、それに基づいて計算していくと思うのですが、言われるようなことがありますと、単純な入力ミスなのかもしれない。故意に削るとかは無いと思いますが、また、そのような案件があった時には、工事の担当に問い合わせをお願いします。

・違算についてはもってのほかである。土木管理課の方から発注事務所に対して文書にて徹底の通知をしていきたい。また、予定額は適正に算出するよう以前にも通知しているところだが、今一度、発注事務所の方に通知をして指導をしていく。具体的な案件があった時には、農林の場合には農村振興課、

### 3 工事の施工段階における事項について（主に発注事務所）

①コンクリートのひび割れ調査について、L 型街渠のエプロン部や高さ 30 cm ほどの嵩上げコンクリート等のひび割れについても追跡調査は必要でしょうか。

②近年、担当技術者が繁忙で、質問の回答が遅れ気味です。受注者は工期内完成を目標に鋭意努力していますが、担当技術者が土・日はもちろん、平日も休みを取っていることがありますので、そのことが回答の遅れにつながっている場合があるのではないのでしょうか。

土木の場合には土木管理課に相談いただきましたら厳正に対処いたします。  
(坂井農林)どこの工事か教えてほしい。

(1 : 16 : 30)

①・コンクリートのひび割れは、通常は共通仕様書において重要構造物に限られていますが、ひび割れが結構多いとのことで、検査課の方ではコンクリート構造物に関しては継続的に重点検査を調査しています。(平成 22 年度位から) 特記仕様書への記入を求めているが、記載がないことが多々ある。より良い品質に向けての取組みで継続的に実施させていただきますので協力していただきたい。

・重要構造物でなくてもひび割れが多く見られる。一番の問題点は、湿潤養生をやっていない。乾燥、収縮からくるものが多く、共通仕様書に、温度に応じて養生をするよう記載されている。養生に対して理解していない人が多い。養生には 2 種類あって、温度の養生と乾燥を防ぐための湿潤養生があり、1 日 2 回から 3 回の散水養生は必ず行わないとひび割れは必ず起きます。小さなコンクリート構造物においては、特に湿潤に注意して行えばひび割れもなくなり、追跡調査も必要なくなるので、しっかりやっていただきたいというのが土木管理課からのお願いです。

(1 : 19 : 28)

②実際にこのようなことがあったのであれば、代表してお詫びします。

現在、監督職員の主事クラスについては 2 人体制で、主任監督員と主事の監督職員としている。監督職員の連絡が遅い場合には、班長に直接言ってください。また、改善が見られないようであれば、次長、所長、土木管理課等にも申し出てください。ワンデーレスポンスということで、監督職員には当日に回答を返すように、また期日を決めて回答する旨を伝えるように指導をしている。返事の遅い場合は上層部に言っていたらよいです。



③監督職員が平日に休暇を取る場合、担当現場の進捗状況も考慮したうえでお願いします。また、担当する現場の数が多すぎると目が行き届かないと思いますので、一人3箇所までにするとかの考慮をお願いします。

④監督職員や検査職員も、請負業者同様に資格取得者が担うべきと思います。

#### 4 入札・契約関係、設計単価等について（主に土木管理課）

①6月公告より施行されています福井県の「元請下請関係適正化指導要綱」についてですが、この制度は地域防災力維持の担い手である建設産業の健全な発展を即す事を目的に施行される旨の説明を受けましたが、全く違うように受け止めています。福井地区のようにすべて競争入札で最低限ぎりぎりで落札しなければならない地区において、近隣で発注された工事の主たる部分の下請けができなくなるこの制度は、中小零細企業の破綻を招くことになると思いますが、いかがでしょうか。

(1 : 22 : 00)

③福井県は、人口当たりの土木職員も含めた公務員の数がかなり少ない。また、少しでも多く受注機会を与えるように分離分割発注を行い本数が増えている。他県と比べて発注件数が多く、監督職員の件数も多くなっているのが実状です。そのため建設技術公社を使い、現場技術員制度を設けているところですが、それでも遅れるということであったり、平日に休暇を取ったりしているようであれば、班長や課長等に連絡を取るなどして判断をあおいでいただきたい。

(1 : 24 : 12)

④資格を取れるくらいの技術力や知識は発注者側として必要だと思っています。特に思うことは若い者がただ単に設計書を作り、現場に行って写真を撮るといったようなことを危惧している。班長に対し、若い職員への指導をするように指示しているところですが。資格を取るということは別として、技術力向上において、私どもも当然のことと認識している。これからも監督職員にはいろいろな研修を受けさせたり、指導をしていきたいと思っています。また、みなさまからの逆指導ということもあってよいのではと思います。お互いに技術力を向上させていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。

(1 : 27 : 48)

①平成8年度をピークに発注件数は減少しているが、昨年より今年度に入り少し増えてきています。ただ右肩上がりだとは誰も思っておらず、今現在の状況を維持していくくらいがやっとかなと思われる。また維持補修、メンテナンス系の工事が増えてきます。新設の工事は逆に減ってしまうことが予想されています。今は確かに苦しい状況ではありますが、入札で維持補修系の工事をとった場合に自社ではできないので、下請けに出すということをしていると、将来的には福井県の建設産業そのものが、補修系の強い県外企業

【補足説明】

少人数の企業などで、工事 1 件落札できても現場にずっと就いていないとなると、次回いつ当たるかわからない工事をただ見ていないといけないのかという危惧がある。下請けも出来ないとなるとただ指をくわえて待っているだけになる。

②大型ダンプ白ナンバーで運搬する場合には下請契約が必要となっていますが、運送業の許可を持っている業者に委託した後、発注台数が多い場合など白ナンバーのダンプが来ることがあります。どのダンプが来るかは前日の夕方以降に判明することが多く、その運転手との契約は間に合いません。この場合どう対処すればよいか教えていただきたい。

に乗っ取られる可能性もある。苦しいときだが従業員を雇い、維持補修も小規模工事も自社で行えるように頑張ってもらいたいですし、福井県としても生き残ってほしいのです。でないと、技術者ばかりいて、作業する者がいなくなるのでは、災害の応急・復旧もできなくなるということを福井県として危惧している。特に土木一式工事業者は、少なくともバックホウを動かして、小規模工事であれば自社で行えるような力を今こそ付けていただきたい。災害が起きた場合に、県外からの応援をお願いしなければならないようなことがないように、またみんなが共倒れしないでよいようにとの願いから「元請下請関係適正化指導要綱」を福井県の方針として、自社施工能力の高い、地域に根差した地元企業がある程度残っていただきたいと考えています。また、「主たる工事の下請け」につきまして、入札公告で出た場合には文書で質問していただき、下請けに出せるのか確認してほしい。一括下請けがダメであって、例えば型枠は下請けに出してよいし、鉄筋工事も専門工事になるのでよい。自社施工と言いつつも専門工事については下請け工事に出せるような制度になっているので確認していただきたい。ただメインの核となる部分については自社施工で行ってほしいということである。技術者だけではなく、特に若い技能労働者も雇っていただき、福井県全体の発展のためお互いに頑張りましょう。また、運用していく中でみなさんの意見等をお聞かせください。

(1 : 36 : 10)

②「元請下請関係適正化指導要綱」の Q&A の Q2、A2 に記載されています。  
[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/motositatekiseika\\_d/fil/05-1QA.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/motositatekiseika_d/fil/05-1QA.pdf)  
白ナンバー運搬は建設工事契約ではないので、下請け契約になりません、運送契約になります。白ナンバーのみの運搬は請負工事ではありません。9-2 に記載されていますが、運送契約なので貨物自動車運送事業法の法律が適用されます。福井県の要綱として、建設業者が運搬のみの運送契約を

③福井地区の場合、生コンクリート単価が I8-8-25（高炉）と I8-8-40（高炉）は、積算基準価格がそれぞれ 6,500 円/m<sup>3</sup>と 7,500 円/m<sup>3</sup>と思われませんが、市況価格はそれより 1,500～2,000 円/m<sup>3</sup>も高く経営を圧迫しております。適正価格に向けた今後の県の対応を教えてください。

④即日舗設の日当たり施工量について、標準で 1,050 m<sup>2</sup>/日と思いますが、下記条件に対する施工量の減少による割増し費用と手はつり費用の計上について、検討をお願いします。

- (1) 所轄警察署の許可条件で AM9：00～PM4：30 時間帯の制約有の場合
- (2) 上下水道、NTT,その他人孔（マンホール）が在り、切削困難な場合。
- (3) 斜角 30～45 度の斜橋があるため、手はつりを伴う。

**【補足説明】**

(1)設計条件の中で、特記仕様書に書かれているときがあり、通常だいたい PM5：00 で警察に道路使用書を申請するがダメだと言われ、時間の制約を受ける。

結ぶことはだめと Q&A に記載しています。自家用のダンプで運搬のみを建設業者が請負うことは認めません。また、個人事業主で白ダンプを持っている人を使う場合には、作業員として雇用契約を結ぶ必要がある。白ナンバーを使う場合は必ず最初に必要な台数の雇用契約を結んでください。青ナンバーの運送業者が手が足りないということで、白ナンバーを使うという懸念があります。それは道路運送法上、貨物自動車事業法上、抵触するおそれが高いので、福井県としては、運送事業者である青ナンバーから白ナンバーへの再委託は認めません。

(1：41：35)

③7月15日単価で福井地区は、上昇した単価を採用しています。昨年度、南越地区の価格が上がった時も同様ですが、単品スライド条項を適用できませんので、早めに監督職員に請求をしてください。購入した契約単価と設計単価を比較して差額が契約額の1%を超えた場合に、超えた分について変更契約ができます。生コンの量により対象とならない場合もあるが、昨年は南越地区で対象となる工事があった。請求については監督職員や土木管理課技術管理グループに問い合わせください

(1：49：12)

④(1)について、時間的制約の適用条件の範囲内であれば、補正係数は適用できるよう積算上はなっている。変更でみてほしいということですか？

(1：51：20)

この件につきまして、土木管理課の方へあまり報告としてありませんので、土木事務所へ実態を調査させていただくため時間をいただきたい。なるべく実態に合う積算を考えたい。

そのような場合に変更の対象となるのか。

- (2) 切削する中であまりにも人孔等が多いので、条件下での作業が困難である。通常の見積りの範囲であるという処理をされてしまうと、数によって費用が高くなる。
- (3) 斜橋・手はつりが絡むと作業日数が伸びる可能性が高く経費がかさむ。最初から現場を調査された上で設計をお願いしたい。

## 5 その他

- ① 個人情報の取り扱いについてですが、契約時、施工時において個人情報を記入したもの（社会保険証、建退共手帳、新規入場者等）を提出しますが、提出後の処理の流れを教えてください。

(1 : 55 : 10)

- ① 共通仕様書では提出事項ではなく提示で十分なはずですが、ただ、工事検査課のルールでもし提出になっているのであれば、工事検査課と協議しまして、なるべく個人情報に伴うものについては、提示で済ませるようなことにしていきたい。また当然、個人情報は公文書になりますので、情報公開請求があった場合には、その箇所は塗りつぶして非公開にしている。また、保管期間の5年を過ぎたものについては溶かして破棄としている。